

江府町条例第16号

江府町辺地共聴施設高度化事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和8月9月18日

江府町長 白石祐治

江府町辺地共聴施設高度化事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 町が施行する辺地共聴施設高度化事業（国の辺地共聴施設高度化事業補助金を使用し、残りの財源を全て集落で分担することに合意済みの事業。以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金に関しては、この条例の定めるところによる。

(被徴収者の範囲)

第2条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける集落（団体）から徴収する。

(分担金の賦課基準)

第3条 各事業箇所ごとの分担金の総額は、年度ごとに当該事業に要する経費から、国の補助金の額を控除した額とする。

(分担金の納期)

第4条 分担金の徴収は年1回とし、納期は納入通知書を発した日から1月以内とする。ただし、精算は年度経過後、会計閉鎖期までに行い、その結果過納額を生じたときは、これを還付し、不足額が生じたときは、これを追徴する。

2 町長は、前項の規定によりがたい特別の事情があると認めたときは、3回以内において分割して徴収することができる。

(分担金の減免)

第5条 町長は、事業に充てる目的をもって、土地、物件、労力又は金銭を寄附したものがあるときは、その寄附額に応じ、その者にかかる分担金を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。